

水道の広域連携について

～健全な経営基盤を確立し、地方公共団体の責務として、将来にわたり、安全・安心な水を適切な料金で安定供給できる水道システムを構築する～

私たちの日常生活や社会経済活動に必要な不可欠なライフラインである水道事業は、現在、市町ごとに住民等に対して水道水の安定的な供給が行われています。

しかし、今後の水道事業は、人口減少等に伴う給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、経営環境の急速な悪化が見込まれ、また、経験豊かな職員の減少や、近年災害が多発する中、施設の強化や応急給水・復旧体制の整備などが求められています。

こうした課題に対処するため、市町と県で構成する協議会により議論を重ね、協議会で出されたさまざまな意見を参考に令和2年6月、県において「広島県水道広域連携推進方針」が策定されました。

安芸太田町においても、令和5年度から事業開始予定の県内の市町と県で構成する「統合による連携(企業団)」への参画について検討しています。

※企業団とは、市町や県と同じ、地方公共団体の一つです。



1 水道料金は統一される？

- ➡企業団の事業開始から10年間は、市町毎の各事業で区分経理するため、料金統一はされません。
ただし、市町(事業)毎に必要な時期に料金の見直しを行うことはあります。その場合でも単独経営を継続した場合と比べ、コストの縮減、水道料金の値上げの抑制が図られる等、統合効果が見込まれています。
事業開始から10年間後を目安に、料金統一の可能性を検討することとされています。

2 水道の開始や中止等の手続きはどうなる？

- ➡事業開始時は、現在の窓口体制を維持し、その後、利用者の方へのサービスが低下しないよう利便性の確保を前提に、窓口を順次見直していく予定とされています。

3 対象となる水道事業は、町簡易水道事業だけ？

- ➡公共が実施する事業が対象であり、本町では、町簡易水道事業が対象となります。

4 水道事業が民営化されるのでは？

- ➡企業団、イコール民営化ではありません。
市町と県で構成する企業団で、効率的に事業運営することで、経営基盤の強化を図っていくことが可能と考えられています。

5 企業団による効果額は、参画する市町が減ったら変わるのでは？

- ➡効果額の試算は、市町(事業)毎に算出されているもので、参画する市町が減れば全体の効果額は減少しますが、本町における効果額に大きな影響はないとされています。

「広島県水道広域連携推進方針」は、町ホームページにも掲載しています。

こちらのアドレス、または二次元バーコードからご確認ください。
http://www.akiota.jp/kensetsu/page_000022.html

●問い合わせ先／建設課(上下水道係) ☎28-1963

